

来住小学校『いじめ防止基本方針』令和6年度4月改定

いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭と連携して取り組む必要があること
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・いじめ防止の取組について、定期的に点検・評価すること

I いじめの未然防止 ～いじめをうまない土壌づくり、人づくり～

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・コロナ禍を通して、いじめや差別を許さない、今まで以上にやさしさあふれる学校にするためシトラスリボンプロジェクトを実施する。
- ・コロナ収束後も、仲間を大切にしたい気持ちを持ち、やさしさあふれる学校になるように、毎月8日を「やさしさの輪の日」とし、活動する。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験や総合学習、環境学習等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

○ユニバーサルデザイン(UD)による居心地のよい場所づくり

- ・教室を誰にとっても過ごしやすい場所にするこことで、すべての児童が安心して過ごせる環境にする。
- ・ユニバーサルデザインの考えに基づいた授業づくりをし、児童がお互いに認め合えるようにする。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

- ・PTAの各種会議や保護者会、地域づくり協議会等で基本方針についての意見交換の場を設けることにより、保護者や地域住民が確実に関わる仕組みを構築する。

Ⅱ いじめの早期発見 ～子どもの小さな変化を敏感に察知～

○日々の観察

- ・登下校、休み時間、清掃時等の様子にも目を配る。子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・全職員による観察・情報共有に努め、「報告・連絡・相談」を徹底する。

○人間関係の把握

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ・子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○信頼関係の構築

- ・連絡帳(日記)の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になることがあれば、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○相談体制づくり

- ・日常生活の中で子どもたちへの声かけを行い、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくり、全職員で見守り育てる体制づくりをする。
- ・毎月1日を「先生あのねデー」とし、誰もが安心できる相談体制づくりをする。

○生活アンケート(いじめ実態調査)の実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、個々の生活実態や思いを客観的に把握する。アンケートは年に5回実施する。
- ・記名、無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、子どもたちが記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。

Ⅲ いじめの早期対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

○指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいや方針を明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会をはじめ関係機関との連絡調整を行う。
- ・小野南中学校区小中一貫教育の中で指導体制、方針を共有する。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、子どもの心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営、学校運営を行い信頼回復をめざす。

IV ネット上のいじめへの対応 ～最新の動向を把握、保護者や関係機関と連携した対応～

○職員研修・授業

- ・専門の講師を招聘し、ネット使用による問題点や怖さを具体的に教わる。
- ・インターネットを使用する際の家庭でのルールやモラルについて話し合う機会を設ける。

○情報モラル教育の充実

- ・市内統一で情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォンを持たせる際の保護者の責務を周知する。
- ・長期休暇中には、スマホチェックカレンダーを実施し、情報通信機器の使用の仕方について親子で見なおす機会を設ける。

○早期発見・早期対応

- ・アンケートや日常の会話の中から、スマホ・携帯やゲーム、PCからのネット使用状況や問題を把握する等、平素から情報を得るように心がける。

○関係機関との連携

- ・場合によっては、警察やプロバイダーと連携した対応を迅速に行い、速やかな解決に努める。

V いじめ問題に取り組む体制の整備 ～チーム学校として全職員でいじめの防止・根絶～

○組織体制づくり

- ・校内いじめ等防止対策委員会（生活指導委員会）を毎月1回開催し、子どもたちの様子を共有すると共に、いじめの予防と問題に適切に対応するための共通理解をする。
- ・いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、全体で情報共有し、対策組織を中心に実効性の高い取り組みにする。
- ・各分掌の役割を明確にし、児童理解を中心に日常的な取組を実施する。

○教職員の校内研修

- ・児童理解に関する研修、カウンセリングマインド、事例研修を実施し、いじめ問題に対する教職員の力量を高める。

○相談・カウンセリング体制の充実

- ・毎月1日を「先生あのねデー」とし、教師が子どもたちの声を積極的にひろう児童相談体制を充実させる。
- ・夏休みに保護者からの教育相談日を設ける。また、普段より随時、気軽に教育相談できる学校の雰囲気醸成する。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを中心に専門家の見立てや助言を含めた教育相談体制を確立する。